

少年のみちびき

令和5年中の少年非行・被害実態



福岡県けいさつ

はじめに（「少年のみちびき」の刊行に当たって）

福岡県警察本部
生活安全部少年課

課長 なか むら 中村 けん いち 健一



次代を担う少年が、心豊かに育ち、非行少年を生まない社会の実現を図ることは、県民共通の願いです。

令和5年中における福岡県内の少年非行情勢につきましては、刑法犯少年の検挙補導人員が2年連続で増加したほか、大麻乱用少年の検挙人員が過去最多を記録しました。

また、インターネットの利用に起因する非行や犯罪被害も後を絶たないほか、児童虐待による通告児童数も高水準で推移するなど、少年問題は憂慮すべき状況にあります。

このような現状を踏まえ、福岡県警察では、現在、課題となっています大麻乱用やインターネットの利用に起因する少年の犯罪被害・加害の防止対策、児童虐待への的確な対応など少年の健全育成に向けた各種取組を推進しているところであります。

しかしながら、時代とともに変遷している少年問題の改善は、警察だけで実現できるものではなく、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、地域社会と緊密に連携し、社会全体で「少年の規範意識の向上」や「社会との絆の強化」に取り組んでいくことが必要であります。

この「**少年のみちびき**」は、県民の皆様方に少年問題の現状を理解していただくため、少年非行の概要や警察の取組等を分かりやすくまとめたものです。

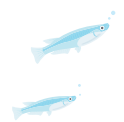
少年を正しく導くための資料として活用していただければ幸いに存じます。



表紙は博多人形師・植木進氏の作品「**青空高く**」です。



CONTENTS (目次)



■ 福岡県の少年非行の移り変わり	1
■ 少年非行の現状	2
● 刑法犯少年検挙補導人員の推移	3
● 再犯者の推移	3
● 全刑法犯検挙補導人員に占める少年の割合	4
● 不良行為少年の実態	4
■ 刑法犯少年	5
● 罪種別	5
・ 凶悪犯	5
・ 粗暴犯・窃盗犯	6
・ 特殊詐欺に加担する少年	7
● 学職別・年齢別	8
● 初発型非行	9
・ 万引き	9
・ 乗り物盗・占有離脱物横領	10
■ 特別法犯少年	11
● 法令別	11
● 少年の薬物乱用の推移	11
・ 大麻乱用少年	12
・ 大麻乱用の実態	12
● 薬物乱用防止対策	13
・ 少年用大麻再乱用防止対策 (F-CAN)	13
■ 少年の福祉を害する犯罪 (福祉犯)	14
● 法令別	14
・ 検挙件数・検挙人員	14
● 福祉犯の被害児童	15
・ 法令別	15
・ 学職別	15
● 児童ポルノ事犯の状況	16
・ 児童が自らを撮影した画像に伴う被害の状況及び防止対策	16
・ 児童ポルノ事犯被疑者の低年齢化	17
● SNSに起因する事犯の被害児童の現状	18
・ SNSに起因する事犯の被害実態	19
● インターネットの利用に係る被害から子供を守るための取組	19
・ フィルタリング利用の促進	20
● 生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発動画について	21
■ 暴走族少年	21
■ 児童虐待	22
■ 警察における主な取組	23
● 有害環境の浄化対策	23
● スクールサポーター制度	24
● 少年サポートセンターを中心とした活動	25
● 少年警察ボランティアの活動	28
● 少年健全育成ボランティア大会	29
● 少年柔道・剣道合宿研修	29
● 少年警察学生サポーターによる活動	29
■ 少年事件手続きの流れ (概要)	30
■ 統計資料	32
● 刑法犯少年の居住地別検挙補導状況	32
● 刑法犯少年の非行地別検挙補導状況	34

※ 資料中の構成比等は、四捨五入しているため、個々の数値と合計値が一致しない場合があります。

本冊子における用語の説明

非行少年

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年のことをいいます。

特定少年

18歳以上20歳未満の少年をいいます。

不良行為少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、家出、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいいます。

被害少年

犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいいます。

犯罪少年

罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。

触法少年

刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいいます。

ぐ犯少年

- ・保護者の正当な監督に服しない性癖があること
- ・家出など、正当な理由がなく家庭に寄りつかないこと
- ・暴力団員など、犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りすること
- ・自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖があること

上記4項目のいずれかに該当し、かつ、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいいます。

刑法犯少年

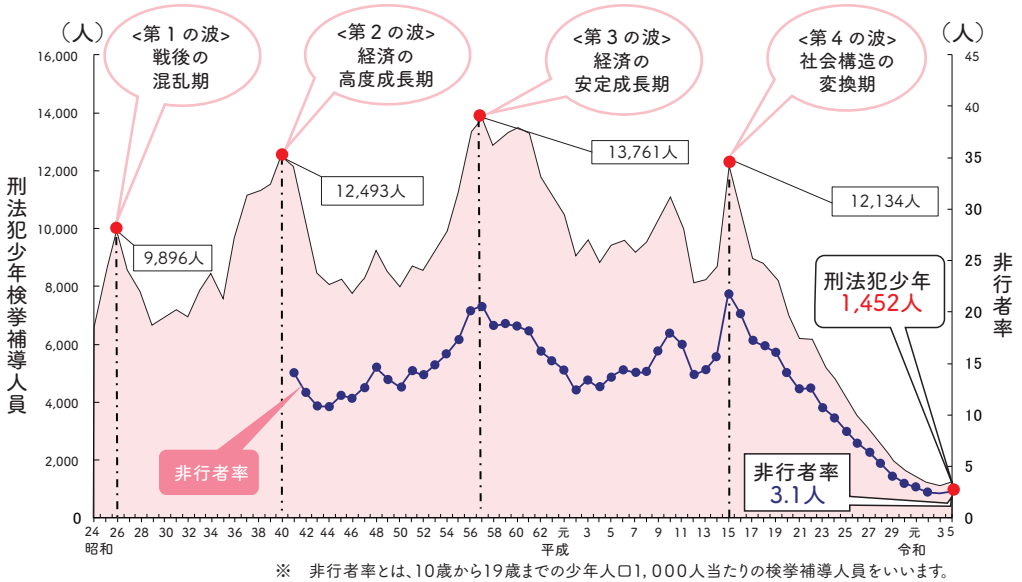
刑法に規定する罪を犯し、又は触れる行為をした犯罪少年、触法少年をいいます。

特別法犯少年

刑法及び交通法令以外の刑罰法令に規定する罪を犯した犯罪少年、触法少年をいいます。

福岡県の少年非行の移り変わり

戦後の少年非行は、その時代の社会情勢の変化を背景に、4つの大きなうねりを見せながら推移し今日に至っています。



昭和26年をピークとする 第1の波 戦後の混乱期

昭和26年を中心とした時期で、戦後の社会的混乱や経済的困窮といった社会情勢を反映して、年長少年による窃盗などの財産犯が多発した時期です。

昭和40年をピークとする 第2の波 経済の高度成長期

昭和40年を中心とした時期で、戦後ベビーブームに生まれた子どもたちが思春期となり、加えて急速な経済成長に伴う都市化の進展、享乐的風潮などの社会構造の変化を背景に少年非行も量的に急増したほか、凶悪犯、粗暴犯が多発した時期です。

昭和57年をピークとする 第3の波 経済の安定成長期

昭和57年を中心とした時期で、経済的に一層豊かになるとともに、核家族化、価値観の多様化、享乐的風潮などが進み、校内暴力や低年齢層の少年による遊び感覚の初発型非行が多発した時期です。

平成15年をピークとする 第4の波 社会構造の変換期

バブル経済が崩壊し、社会全体の規範意識や地域連帯意識が低下し、ひたくりや万引きが急増したほか、集団による凶悪事件が多発した時期です。

少年非行の現状

令和5年中に県内で検挙補導された刑法犯少年は1,452人で、前年に比べ239人増加(+19.7%)しています。

刑法犯少年は、特別法犯少年、ぐ犯少年を含めた非行少年全体(1,765人)の82.3%を占めています。

区分	年別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	非行少年	1,616	1,503	1,469	1,493	1,765
うち女子	198	208	198	196	232	
刑法犯少年	1,363	1,159	1,111	1,213	1,452	
うち女子	163	169	153	174	208	
犯罪少年	1,178	940	778	881	1,012	
うち女子	125	119	108	109	129	
触法少年	185	219	333	332	440	
うち女子	38	50	45	65	79	
特別法犯少年	231	332	344	276	311	
うち女子	22	37	39	19	22	
犯罪少年	215	307	305	217	284	
うち女子	22	32	31	13	16	
触法少年	16	25	39	59	27	
うち女子		5	8	6	6	
ぐ犯少年	22	12	14	4	2	
うち女子	13	2	6	3	2	

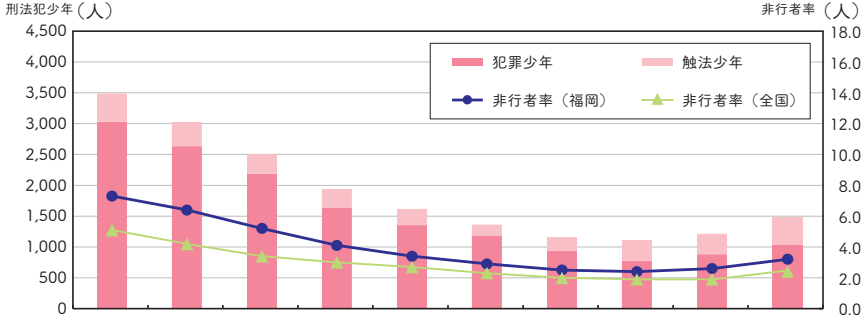
※ 検挙補導とは、「検挙(犯罪少年)」「補導(触法少年)」を示します。

単位/人

刑法犯少年検挙補導人員の推移

刑法犯で検挙補導された少年は、平成15年をピークに減少傾向にありましたが、令和4年から2年連続で増加しています。

全国的にみると、福岡県は検挙補導人員が全国第5位、非行者率が全国第7位となっています。



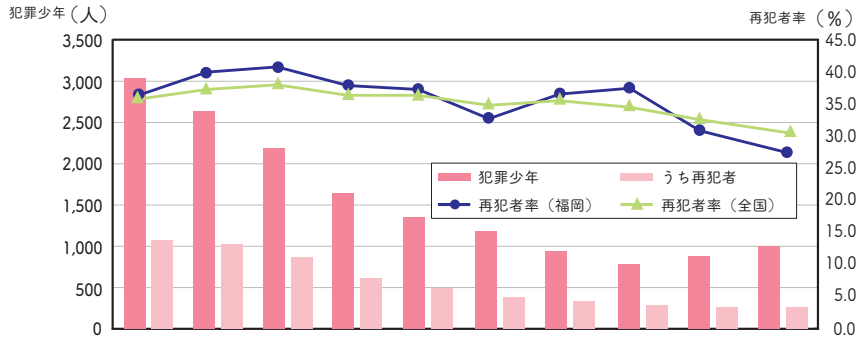
福岡	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	3,488	3,028	2,506	1,941	1,615	1,363	1,159	1,111	1,213	1,452
犯罪少年	3,031	2,633	2,185	1,640	1,353	1,178	940	778	881	1,012
触法少年	457	395	321	301	262	185	219	333	332	440
非行者率	7.3	6.4	5.2	4.1	3.4	2.9	2.5	2.4	2.6	3.1

全国	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912	26,206
非行者率	5.1	4.2	3.4	3.0	2.7	2.3	2.0	1.9	1.9	2.4

※ 非行者率は、10歳から19歳までの少年人口1,000人当たりの検挙補導人員をいいます。

再犯者の推移

犯罪少年の検挙人員のうち、再犯者が占める割合(再犯者率)は26.6%で、全国平均を3.6ポイント下回っています。



区分/年別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
犯罪少年	3,031	2,633	2,185	1,640	1,353	1,178	940	778	881	1,012
うち再犯者	1,072	1,026	870	606	492	377	336	285	263	269
再犯者率(福岡)	35.4	39.0	39.8	37.0	36.4	32.0	35.7	36.6	29.9	26.6
再犯者率(全国)	34.9	36.4	37.1	35.5	35.5	34.0	34.7	33.7	31.7	30.2

※ 再犯者率は、犯罪少年に占める再犯者(初犯者以外)が占める割合をいいます。

全刑法犯検挙補導人員に占める少年の割合

20歳以上の者を含めた刑法犯の検挙補導人員(9,363人)のうち、少年は15.5%(前年比:+1.9ポイント)を占めています。

区分	年別					凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年						
総数	10,383	9,652	9,441	8,891	9,363	182	3,039	4,362	303	308	1,169
20歳以上の者	9,020	8,493	8,330	7,678	7,911	145	2,749	3,616	272	252	877
少年	1,363	1,159	1,111	1,213	1,452	37	290	746	31	56	292
少年の占める割合(%)	13.1%	12.0%	11.8%	13.6%	15.5%	20.3%	9.5%	17.1%	10.2%	18.2%	25.0%

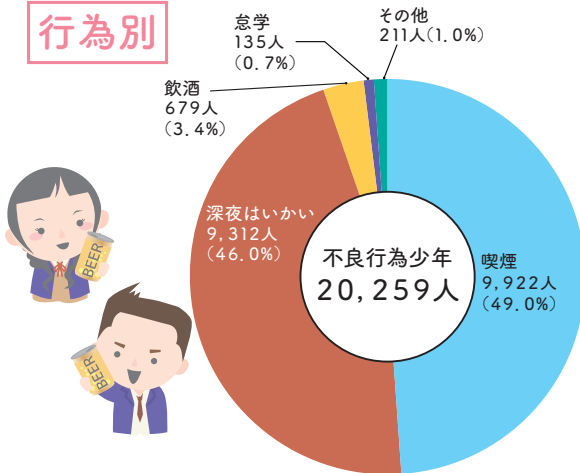
※ 占有離脱物横領罪はその他に含まれます。

単位/人

不良行為少年の実態

不良行為で補導された少年は20,259人で、喫煙と深夜はいかいが中心となっています。

行為別



見逃さないで!

深夜はいかいや喫煙などの不良行為は少年からの非行のサインです。

そのまま放置すると、本格的な非行へとエスカレートするおそれがあります。

早期に発見して正しく指導することが何よりも大切です。

周りの大人は、「たかが喫煙」などと安易に考えることなく、少年からのメッセージとして受け止め、真剣に対応しましょう。

※ その他には、「金品持ち出し」、「家出」、「無断外泊」、「不健全性的行為」等が含まれます。

※ 令和4年4月から成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が施行されていますが、喫煙と飲酒を禁止する年齢は同法の施行後も引き続き20歳未満となります。

学職別	年別	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子		
総数		28,909	4,263	26,388	3,568	21,732	3,175	20,541	3,091	20,259	3,181
小学生		83	30	68	25	68	26	69	21	73	21
中学生		1,875	526	1,765	492	1,335	302	2,150	426	2,371	549
高校生		11,217	1,723	9,538	1,404	8,052	1,371	7,440	1,255	7,429	1,348
その他		1,999	317	1,817	195	1,878	270	1,748	232	1,400	175
有職少年		7,811	694	7,223	554	5,690	422	4,904	399	4,826	384
無職少年		5,924	973	5,977	898	4,709	784	4,230	758	4,160	704

※ 学職別のその他は、未就学児童、大学生、専修学校生を示します。

単位/人

刑法犯少年

罪 種 別

罪種別 学職別	総 数	凶悪犯				粗 暴 犯	凶器 準 備 集 合					窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯			そ の 他	占 有 離 脱 物 横 領				
		殺 人	強 盗	放 火	不 同 意 性 交 等		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	詐 欺			横 領	偽 造	賭 博			わ い せ つ	性 的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法		
令和4年	1,213	33	2	12	8	11	220		94	112	10	4	586	28	25	2	1	35	35	311	133	
令和5年	1,452	37	2	15	3	17	290		121	137	16	16	746	31	31			56	52	4	292	128
小学生	237	1			1		68		40	16	3	9	121	1	1			8	8	38	9	
中学生	428	3			1	2	99		38	57	4		213	3	3			24	24	86	28	
高校生	456	9	2	3	1	3	66		22	31	7	6	237	15	15			16	13	3	113	62
その他	69	3				3	4		1	3			34	1	1			2	1	1	25	19
有職少年	191	11			5	6	46		17	27	1	1	98	9	9			5	5	22	8	
無職少年	71	10				3	7		3	3	1		43	2	2			1	1	8	2	

※刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更されました。

単位/人

・ 凶悪犯

凶悪犯は37人で、前年に比べ4人増加(+12.1%)しています。

うち、強盗は15人で前年に比べ3人増加(+25.0%)、不同意性交等は17人で前年に比べ6人増加(+54.5%)しています。

罪種別	年別	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子	
総 数		31	3	22	1	20	1	33	1	37	2
殺 人		1		2		2		2	1	2	
強 盗		8	1	5		5		12		15	2
放 火		2	2	5	1	2	1	8		3	
不同意性交等		20		10		11		11		17	

単位/人

県内の事例

～少年による強盗致傷(美人局)事件～

SNSを通じて知り合った15歳から19歳の少年4人(うち1人女子)が、小遣いを稼ぐ目的で、SNSを通じて呼び出した男性に対し援助交際をしたなどと因縁をつけ、凶器を用いて暴力を振るい怪我を負わせて現金を奪った、いわゆる美人局の事件を検挙した。



・粗暴犯

粗暴犯は290人で、前年に比べ70人増加(+31.8%)しています。

うち、傷害は137人で、前年に比べ25人増加(+22.3%)、暴行は121人で、前年に比べ27人増加(+28.7%)しています。

罪種別	年別	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子	
総数		244	29	223	20	208	20	220	25	290	33
凶器準備集合		3									
暴行		80	6	87	11	69	6	94	15	121	18
傷害		133	16	88	6	112	12	112	9	137	15
脅迫		12	1	9	1	14	1	10	1	16	
恐喝		16	6	39	2	13	1	4		16	

単位/人

県内の事例

～少年による集団リンチ事件～

15歳から16歳の少年7人が、知人である被害者の態度が気に入らないと腹を立て、被害者に殴る蹴るの暴力を振るって怪我をさせた事件を検挙した。



・窃盗犯

窃盗犯少年は746人で、刑法犯少年全体の51.4%を占めており、前年に比べ160人増加(+27.3%)しています。

手口別では、万引きが393人で窃盗犯少年の52.7%と最も多くなっています。

罪種別	年別	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子	
総数		695	97	563	104	520	83	586	100	746	137
万引き		315	67	288	76	266	64	262	75	393	109
自転車盗		142	8	103	8	117	5	141	10	181	8
オートバイ盗		68	1	42		26		54	3	54	5
空き巣		11		11	2	10	1	10	1	12	
その他		159	21	119	18	101	13	119	11	106	15

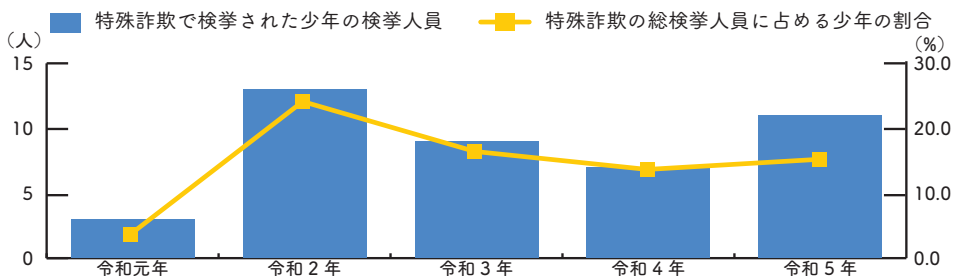
単位/人

※ その他には、「学校荒らし」、「買物盗」、「訪問盗」、「すり」、「色情ねらい」、「ひったくり」等が含まれます。

・特殊詐欺に加担する少年

令和5年中、特殊詐欺で検挙された少年は11人で前年に比べ4人増加しています。

その背景には、遊興費欲しさにSNS上での高額収入をうたった「闇バイト」の募集に応じたり、先輩や知人等の誘いに安易に乗って、「受け子」と呼ばれる現金やキャッシュカードの受取役や「出し子」と呼ばれるATMからの被害金出金役等として首謀者等に利用されている現状が見られます。



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙人員	3人	13人	9人	7人	11人
少年の割合	4.7%	21.7%	15.3%	13.0%	14.3%

※ 「特殊詐欺」とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みやその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称(オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺など)

応募から犯行に至るまで ~少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実~

- 第1段階 自らSNSで「高額報酬」等を検索し、応募する
- 第2段階 犯行グループから連絡が入り、以降、匿名性の高いアプリでやり取りさせられる
- 第3段階 犯行グループに言われるがまま、個人情報を送信させられる
- 第4段階 犯罪行為への加担を拒否すれば、犯行グループが個人情報を基に脅迫してくる

「闇バイト」は
犯罪 ですよ!!

もし応募して
しまったら、
警察の相談窓口に
相談を!!



特殊詐欺啓発動画
配信中



☞ 「Delete(消去)したい過ち」
~闇バイトに潜む罠~

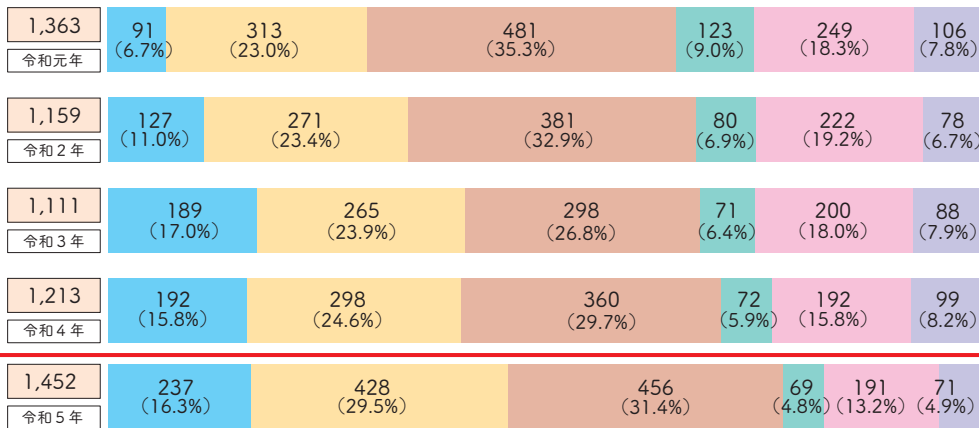
学職別・年齢別

・学職別

学職別では、高校生が456人(31.4%)と最も多く、次いで中学生の428人(29.5%)の順となっています。

中学生・高校生が刑法犯少年全体の60.9%を占めています。

■小学生 ■中学生 ■高校生 ■その他 ■有職少年 ■無職少年

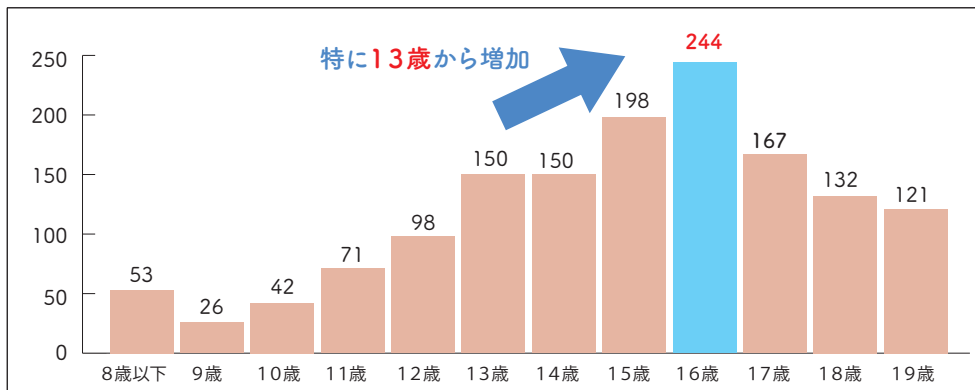


単位/人

・年齢別

年齢別では、16歳が244人(16.8%)と最も多く、次いで15歳の198人(13.6%)、17歳の167人(11.5%)の順となっています。

特に13歳から増加しています。



単位/人

初発型非行

少年非行の入り口といわれる初発型非行で検挙補導された少年は756人で、前年に比べて166人増加(+28.1%)しており、刑法犯少年検挙補導人員の52.1%(前年比:+3.5ポイント)を占めています。

区分	年別					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	前年比
刑法犯少年検挙補導人員	1,363	1,159	1,111	1,213	1,452	239
初発型非行合計	724	569	514	590	756	166
万引き	315	288	266	262	393	131
オートバイ盗	68	42	26	54	54	0
自転車盗	142	103	117	141	181	40
占有離脱物横領	199	136	105	133	128	-5
刑法犯少年総数に占める割合(%)	53.1%	49.1%	46.3%	48.6%	52.1%	+3.5ポイント

単位/人

初発型非行とは!

初発型非行で、少年非行の約半分を占める!

「万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領」の総称。

単純な動機から安易に行われ、非行の深度が比較的浅いものが多く、早期に発見し、適切な指導がなされないとい非行が悪質化、深刻化していきます。

・万引き

万引きで検挙補導された少年は393人で、前年に比べ131人増加(+50.0%)しており、窃盗犯総数(746人)の52.7%を占めています。

学職別	年別	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		数	うち女子	数	うち女子	数	うち女子	数	うち女子	数	うち女子
総	数	315	67	288	76	266	64	262	75	393	109
	小学生	30	8	45	22	75	17	53	17	88	32
	中学生	74	16	78	22	56	10	70	20	114	33
	高校生	132	27	94	22	75	19	61	15	105	25
	その他	12	5	14	1	6		8	1	10	3
	有職少年	39	8	40	6	27	8	36	8	45	5
	無職少年	28	3	17	3	27	10	34	14	31	11
窃盗犯少年総数に占める割合(%)		45.3%	69.1%	51.2%	73.1%	51.2%	77.1%	44.7%	75.0%	52.7%	79.6%

単位/人

万引きの特徴!

👉 低年齢化

万引きで検挙補導された少年のうち、小学生の占める割合が高くなるなど、低年齢化の傾向がある。

(小学生の占める割合:平成30年約11%⇒令和3年約28%、令和4年約20%、令和5年約22%)

👉 常習化

手段も容易で、仲間と犯行を繰り返すうちに常習化し、盗む数が増えるなど、犯行の内容がエスカレートすることがある。

万引きは犯罪!

👉 規範意識の醸成

「欲しかったから」、「友達と面白半分でやった」、「ゲーム、スリルのため」等、身勝手な理由から行われるものが多く、幼少期から「してはいけないこと」や「我慢すること」などをしっかり身につけさせる。

👉 再犯防止に向けて

なぜ、万引きをしたしまったのか、その理由をしっかりと聞き出して、子供の不安を取り除き、再犯防止に努める。

・ 乗り物盗

乗り物盗で検挙補導された少年は235人で、前年に比べ39人増加(+19.9%)しています。

学職別	年別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年			
							自転車盗	オートバイ盗	自動車盗
総数		215	148	150	196	235	181	54	
小学生		10	7	18	13	16	16		
中学生		51	33	45	47	79	57	22	
高校生		99	65	49	93	97	79	18	
その他		20	14	12	6	16	16		
有職少年		19	18	20	20	21	10	11	
無職少年		16	11	6	17	6	3	3	

単位/人

Memo

**盗難防止こそ、
非行防止の決め手!**

- 👉 二重ロックの徹底(ワイヤー錠、U字ロック等)
- 👉 防犯登録の申請
- 👉 道路、広場に放置しない

・ 占有離脱物横領

占有離脱物横領で検挙補導された少年は128人で、刑法犯少年全体の8.8%を占めています。

なかでも、中学生・高校生による占有離脱物横領が90人と、占有離脱物横領全体の70.3%を占めています。

学職別	年別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年			
							自転車	オートバイ	その他
総数		199	136	105	133	128	115	2	11
小学生		3	1	8	7	9	9		
中学生		32	29	23	27	28	23	1	4
高校生		82	69	42	61	62	59		3
その他		45	21	19	24	19	17		2
有職少年		25	12	12	10	8	5	1	2
無職少年		12	4	1	4	2	2		

単位/人

Memo

道路や駐車場などに放置してある、つまり持ち主の占有を離れているものを**占有離脱物**といい、これを、「捨ててあったから・・・」等と勝手に判断し乗り回すことは、犯罪(**占有離脱物横領罪**)になります。

特別法犯少年

法令別

特別法犯で検挙補導された少年は311人で、前年に比べ35人増加(+12.7%)しています。

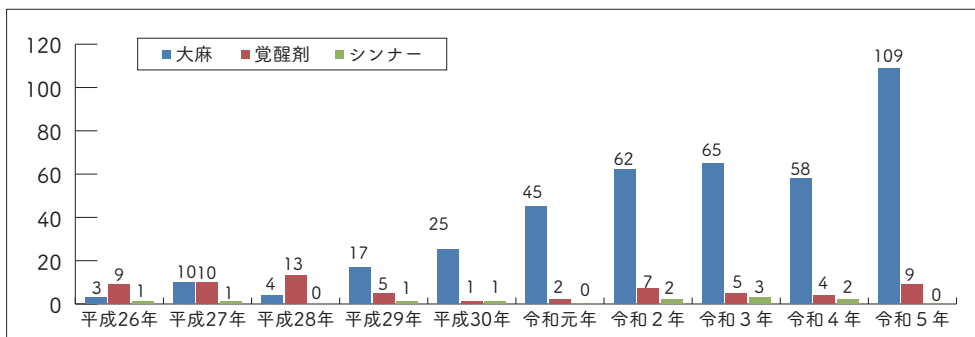
年別	法令別 総数	劇物取締法 毒物及び 劇物取締法	覚醒剤取締法	大麻取締法	銃砲刀剣類 所持等取締法	軽犯罪法	青少年健全 育成条例	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	その他	
									ポルノ うち 児童	
令和元年	231		2	45	6	92	14	22	22	50
令和2年	332	2	7	62	15	152	9	28	28	57
令和3年	344	3	5	65	10	163	12	36	36	50
令和4年	276	2	4	58	14	124	9	21	20	44
令和5年	311		9	109	11	61	12	53	50	56

単位/人

少年の薬物乱用の推移

「薬物乱用」とは、決められたルールを守らないで、薬物を使うことです。違法薬物は、たとえ一回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。

福岡県内では、大麻乱用で検挙された少年が過去最多となり、有職少年を中心に乱用が広がり、深刻な状況にあります。



年別 区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
大麻	3	10	4	17	25	45	62	65	58	109
覚醒剤	9	10	13	5	1	2	7	5	4	9
シンナー	1	1		1	1		2	3	2	

単位/人

・大麻乱用少年

学職別	年別	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子	
総数		45	5	62	9	65	7	58	4	109	9
小学生											
中学生				1				2	1		
高校生		12	1	11	2	4	1	4		8	2
その他		1		7	1	8	1	4		13	1
有職少年		29	2	31	1	40	2	40	1	69	1
無職少年		3	2	12	5	13	3	8	2	19	5

※ 学職別の「その他」とは大学生、専修学校生を示します。

単位／人

県内の事例

～大麻を所持した少年を検挙～

警察官が蛇行運転する車を停止させ、職務質問したところ少年が3人乗車していた。所持品検査をしたところ大麻を発見し、検挙した。少年は「大麻は2人でお金を出し合って購入し、3人で回し吸いした。」と話した。

大麻の所持、譲渡、譲受、栽培等は、

「大麻取締法」

で禁止され、厳しい罰則が定められています。

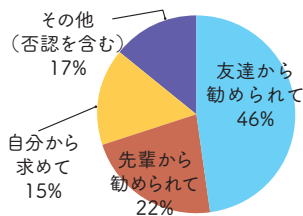
- 所持、譲渡・譲受の場合
～5年以下の懲役
- 栽培・輸出入の場合
～7年以下の懲役

・大麻乱用の実態

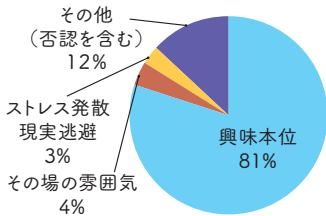
県内で大麻により検挙された少年に対する実態調査の結果、友達や先輩から勧められて、興味本位やその場の雰囲気気で安易に大麻に手を出している実態が見受けられます。

また、大麻乱用少年は、大麻が違法であり、有害なものであるという認識があるにもかかわらず、大麻を乱用していることが分かります。

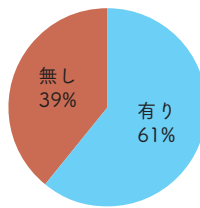
大麻を初めて使用した経緯



大麻を初めて使用した動機



大麻の有害性の認識



なぜ大麻乱用者が増えているの？

インターネットやSNSで「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」「海外では大麻は合法化されているから安全」等の誤った情報が流れ、警戒心を薄れさせていること、喫煙という形が抵抗感を少なくしていること等が考えられます。

なぜ大麻はいけないのか？

●大麻の乱用による短期的影響

知覚の変化

時間や空間の感覚がゆがむ

学習能力の低下

短期記憶が妨げられる

運動失調

瞬時の反応が遅れる

●大麻の乱用による長期的影響

精神障害

統合失調症やうつ病を発症しやすくなる

IQ(知能指数)の低下

短期・長期記憶や情報処理速度が下がる

薬物依存

大麻への欲求が抑えられなくなる

若者期の脳は、成人の脳に比べて大麻の影響を受けやすい！

薬物乱用防止対策

こんな甘い誘い言葉で近付いてくる！

NGワード



- × 眠気がとれて勉強ができるよ
- × ダイエットに効果があるよ
- × みんなやってるよ
- × 1回だけなら平気だよ

誘われたときの断るコツ！

▼ハッキリ・キッパリ▼

▼その場から離れる▼

これ吸ってみ！
モヤモヤ飛ぶぜ～

ノリわるいなあ。
みんなやってるよ

俺は、そういうの
いらねえよ！



今日は帰るわ

・少年用大麻再乱用防止対策 F-CAN

大麻を中心とした少年の薬物再乱用防止に向けた回復プログラムを開発し、非行少年等の立ち直り支援活動に従事する少年サポートセンターにおいてプログラム（F-CAN）を実施しています。



少年の大麻使用者
専用のワークブック



少年の大麻乱用防止啓発動画



配信中!!

大麻乱用防止啓発動画
「本当に大切なこと」



少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)

少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪(福祉犯)で、369件228人を検挙しました。

法令別

・検挙件数

区分 年別	総 数	青少年健全育成条例	児童買春・児童ポルノ禁止法		児童福祉法	20才未満の者の喫煙の禁止に関する法律	風俗営業適正化法	性的 姿勢 撮影 等 処罰 法	その他
			児童買春・児童ポルノ禁止法	うち児童ポルノ					
令和元年	488	212	214	163	11	24	13		14
令和2年	362	130	162	123	7	33	4		26
令和3年	379	130	194	145	9	26	9		11
令和4年	365	111	211	141	6	18	8		11
令和5年	369	111	200	157	6	16	11	20	5
うち暴力団	2						1		1

単位/件

※ 区分の「その他」には、大麻取締法、労働基準法等が含まれます。

※ 令和5年7月に「刑法第182条(16歳未満の者に対する面会要求等)」、「性的姿勢撮影等処罰法第2条から第6条までに規定する罪のうち、被害者に少年(18歳、19歳を含む)が含まれるもの」が新たに福祉犯として追加されました。

・検挙人員

区分 年別	総 数	青少年健全育成条例	児童買春・児童ポルノ禁止法		児童福祉法	20才未満の者の喫煙の禁止に関する法律	風俗営業適正化法	性的 姿勢 撮影 等 処罰 法	その他
			児童買春・児童ポルノ禁止法	うち児童ポルノ					
令和元年	289	107	121	80	5	24	20		12
令和2年	233	71	87	58	8	36	7		24
令和3年	245	72	110	68	7	28	13		15
令和4年	215	65	106	58	4	18	11		11
令和5年	228	60	114	80	8	18	9	15	4
うち暴力団	3	1					1		1

単位/人

福祉犯の被害児童

福祉犯の被害を受けた児童は263人で、そのうちの13.3%が男子の被害です。

学職別では中学生・高校生が高い割合を占めており、性別を問わず児童ポルノなどに性に関係した被害などを受けています。

・法令別

法令別	年別		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	うち男子		うち男子		うち男子		うち男子		うち男子		うち男子	
被害児童数(人)	239	41	242	61	252	49	229	39	263	35		
青少年健全育成条例		76	2	67	7	92	12	66	12	76	7	
	いん行	62	1	46	2	45	1	41	3	48	1	
	その他	14	1	21	5	47	11	25	9	28	6	
児童買春・児童ポルノ禁止法		97	4	102	4	104	5	116	6	123	12	
	児童買春	34		23		27		43		28		
	児童ポルノ	63	4	79	4	77	5	73	6	95	12	
児童福祉法		8	5	6		8		4		6		
	いん行させる行為	7	5	6		5		4		6		
	その他	1				3						
20才未満の者の喫煙の禁止に関する法律	23	21	31	25	27	25	18	16	16	14		
風俗営業適正化法	22	3	12	8	9		15	4	21			
性的姿態撮影等処罰法									19	1		
その他	13	6	24	17	12	7	10	1	2	1		

単位/人

・学職別

学職別	年別		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	うち男子		うち男子		うち男子		うち男子		うち男子		うち男子	
総数	239	41	242	61	252	49	229	39	263	35		
小学生以下	17	3	18	4	11	1	15	3	18	3		
中学生	78	7	66	9	65	8	79	8	93	10		
高校生	103	12	111	25	124	20	93	16	118	13		
その他	3	2	2	1					4			
有職少年	21	14	24	17	20	11	19	11	21	8		
無職少年	17	3	21	5	32	9	23	1	9	1		

単位/人

県内の事例

～男子中学生に裸の画像を送信させた男を児童ポルノ法違反で検挙～

県内居住の男(20歳以上)が女性に成りすまし、SNS上で知り合った男子中学生に対して裸の画像を要求し、自画撮りさせ、男のスマートフォンに送信させた事件を検挙した。

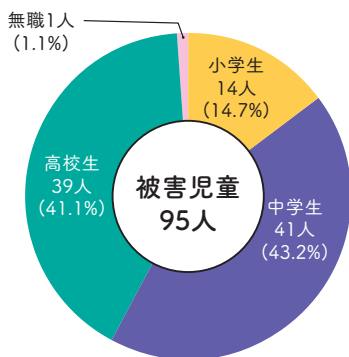


児童ポルノ事犯の状況

児童ポルノは、児童を相手方とする性交や他人が児童の性器等を触っている姿等を撮影した画像記録であり、児童の人権を著しく侵害する行為です。

警察では、児童ポルノ事犯の積極的な取締りを行っています。

児童ポルノ被害児童・学職別



CHECK!

インターネットに公開された画像や個人情報などは、一度拡散されると、回収は事実上不可能となり、完全に消すことができないことの比喩として「デジタルタトゥー」と言われ、被害児童は将来にわたって苦しむことになります。

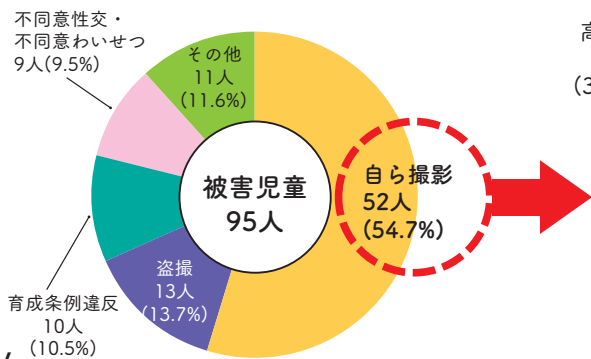


・児童が自らを撮影した画像に伴う被害の状況及び防止対策

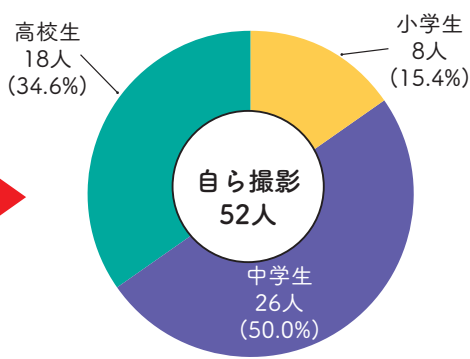
「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいいます。

デジタル画像は、コピーが容易であり、ひとたび画像がインターネットに流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての画像を削除することは、事実上不可能になります。

児童ポルノ被害児童・態様別



自画撮り被害児童の学職別



被害防止3か条

① 撮影しない!

自分の下着姿や裸の写真をスマートフォンで撮影しない!



② 写真を送らない!

面識のない者(SNSの相手等)に対しては、絶対に下着姿や裸などの写真を送らない! 実際相手、友達など信用している相手であっても、自分の裸などの写真を送らない!

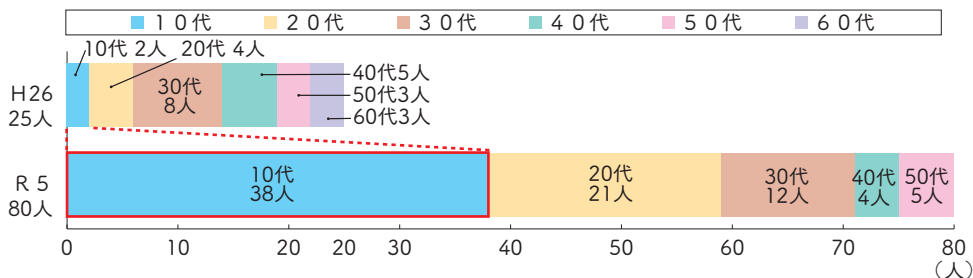
③ 安易に信用しない!

SNS等ネット上で知り合った相手を安易に信用しない! 個人情報を送らない!

・児童ポルノ事犯被疑者の低年齢化

令和5年における児童ポルノ事犯の被疑者の年代別割合は、10代が最多です。10代が全体に占める割合は、平成26年が8.0%でしたが、令和5年では47.5%を占めています。

少年のスマートフォン保有率とSNS利用率の増加に伴い、10代でも、SNSで知り合った児童に裸の画像を送信させたり、友人間で興味本位で児童ポルノを提供・拡散したりして検挙されています。



※「10代」は、14歳から19歳までをいいます。

県内の事例

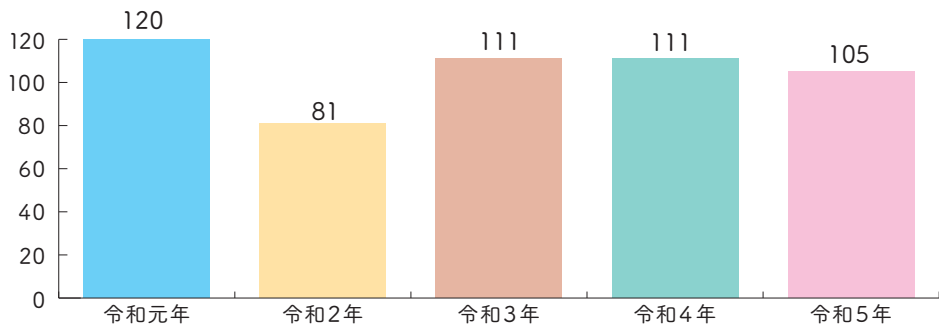
～少年による児童ポルノ(製造、提供)、
強要、強要未遂事件～

県外居住の少年が、SNSを通じて知り合った女子高校生を脅して、スマートフォンでビデオ通話中に同女子高校生を裸にさせ、その状況を録画し、さらに、少年は撮影した録画データを脅すメッセージを送り付け、女子高校生に今後の少年との通話を強要した事件を検挙した。

SNSに起因する事犯の被害児童の現状

スマートフォン等の普及により、SNSに起因する事犯の被害児童数は、105人と高水準で推移しています。

被害児童数の推移



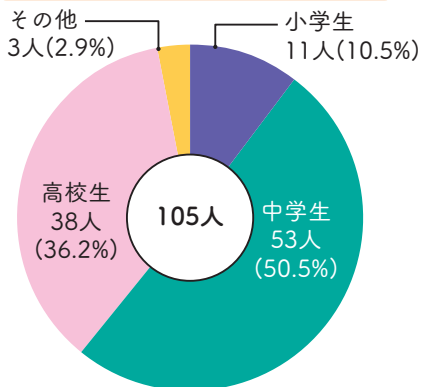
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいいます。 単位/人

被害児童の罪種別

罪種	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童ポルノ	31	31	49	42	47
児童買春	31	20	20	36	21
青少年健全育成条例違反(いん行)	53	26	35	27	20
不同意性交等					7
略取誘拐	2			1	5
殺人未遂				1	
不同意わいせつ	1				
児童福祉法			1		
その他	2	4	6	4	5
合計	120	81	111	111	105

※ その他(令和5年中): 青少年健全育成条例違反(児童ポルノ提供要求) 5人 単位/人

SNSに起因する事犯による被害児童の学職別



県内の事例

～裸姿を自画撮りさせ、送信させた男を検挙～

県外居住の男が、ゲームアプリを通じて知り合った女子小学生に裸姿を自画撮りさせて、スマートフォンで送信させた事件を検挙した。

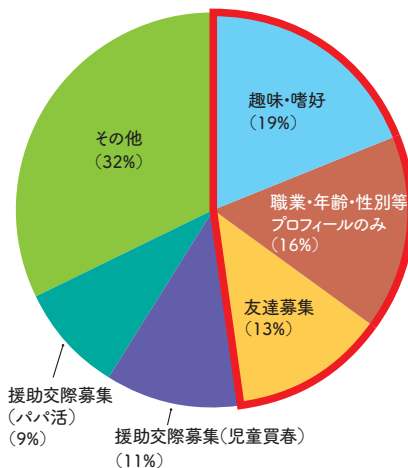


・SNSに起因する事犯の被害実態

SNSに起因する事犯の実態調査の結果、被疑者と被害児童が知り合った経緯は、被害児童のSNSへの投稿を見て被疑者の方から接触を図ったケースがほとんどです。

被害児童のSNSへの投稿内容は「趣味・嗜好」、「職業・年齢・性別等プロフィールのみ」、「友達募集」といった一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくい投稿が約半数となっています。

SNSへの投稿内容



投稿内容にかかわらず、被害に遭う可能性があります。リスクを知って、SNSでの楽しみ方を考えましょう!!

インターネットの利用に係る被害から子供を守るための取組

福岡県警察では、児童買春を始めとする子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿しています。

※「サイバーパトロール」とは、援助交際を求めるなどの不適切な書き込みを発見するため、SNSを検索すること。

● SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起メッセージ

例1: 児童の性被害を誘引していると思われる者に向けたメッセージ

警察からの警告です。児童買春、児童ポルノの製造や、保護者の同意なく宿泊先を提供するなどして子供を自己の支配下に置く行為等は犯罪です。あなたがこれらの犯罪を犯した場合、警察は検挙の措置を講じます。

例2: 児童と思われる者に向けたメッセージ

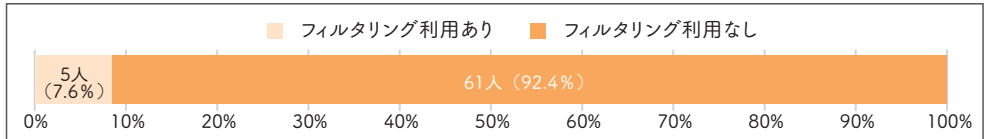
警察からのアドバイスです。見知らぬ人は怖いです。性犯罪や誘拐などの事件に巻き込まれる危険があります。あなたを守れるのはあなたしかいません。

・フィルタリング利用の促進

「フィルタリング」とは、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、子供に有害な情報を閲覧できなくなるプログラムやサービスのことをいいます。

● SNSに起因する事犯の被害児童のフィルタリング利用状況

令和5年中におけるSNSに起因する事犯の被害児童105人のフィルタリングの利用状況は、フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童66人のうち、**92.4%がフィルタリングを利用していません。**



● フィルタリングを必ず利用しましょう

①携帯電話回線による接続

● 子供が安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合①、②、③の3つのフィルタリングが必要となります。

②無線LAN回線による接続

● 携帯電話会社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①、②、③のフィルタリングが可能です。

③アプリによる接続

● 使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の年齢に応じた制限レベルを設定しましょう。

保護者の皆様へ

～子供の成長に合わせたサポート!!～

① フィルタリングを設定しましょう!

子供の発達の段階に合わせたフィルタリング等の安全設定をうまく活用して犯罪被害から子供を守りましょう。

② 子供と話し合ってルールを決めましょう!

スマートフォンを買い与えるタイミングや夏休みなど長期休みに入る機会を利用して

- ① 名前や顔写真、学校名などを書き込まない
- ② スマートフォンなどを使用する場所や時間を決める
- ③ パスワードは保護者が管理する等のルールを決めましょう。

③ セルフコントロール力を育む

保護者が見守りながら、子供の成長に合わせて、子供自身が自分の力で判断し、コントロールできる力を育みましょう。

④ 警察に相談しましょう!

お子さんが裸の画像等を要求された場合、既に画像を送信してしまった場合も、被害拡大を防止するため、ためらわずに相談しましょう。

子供の成長

自律期
・道徳心
・判断力

他律期

・ルール
・安全設定

保護者の見守り

生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発動画について

SNSに起因する生徒の非行や犯罪被害の情勢は厳しさを増しており、本県においても中学生・高校生を中心とした犯罪被害が多い傾向にあります。

福岡県警察少年課では、生徒の危機意識及び規範意識を醸成するために、教育委員会等と協働して、実際に取り扱った実例を基に生徒がネットの危険性や特性を学ぶことができる啓発動画を公開しています。

トゥルー・ストーリーズ (中学生・高校生篇)



高校生篇 被害篇「戻れない」ほか

暴走族少年

本県におけるネット被害等の実態(最新情報)については、福岡県警察少年課ホームページに掲載しています。

福岡県警察少年課

検索



「生徒のネット非行及び犯罪被害を防止するために」
<http://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/shonen/net.html>

暴走族少年

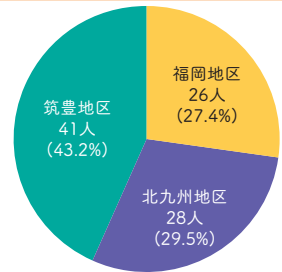
令和5年中の暴走事案に関連する110番は、2,673件で前年に比べ+351件であり、依然として暴走族は、小規模で突発的に暴走行為を敢行している状況にあります。

● 組織実態

組織別	区分	グループ	合計	少年
合計		2	284	95
組織暴走族		2	10	
非組織暴走族			274	95
構成比(%)			100.0	33.5

単位/人

少年の地区別構成



● 地域ぐるみで暴走族を根絶しましょう！！

暴走族は、交通ルールを無視した走行や騒音運転を行うなど、迷惑を及ぼす集団であることから、すべての少年に対して、その危険性や迷惑性をしっかりと教え、暴走に参加させない、暴走行為を見に行かせないようにしましょう。

警察では、暴走行為をさせないため、改造車両を押収するなどの対策を進めています。

改造車両を発見したときは、警察への連絡をお願いします。

暴走族のいない安全で安心な地域社会の実現のため、警察と地域社会が一体となった取組を進めていきましょう。



児童虐待



児童虐待とは・・・?

令和5年中の児童虐待の検挙件数は113件で、前年に比べ2件増加しています。

身体的虐待

- 首を絞める、殴る、蹴る。
- 戸外に閉め出す。
- タバコの火を押しつける。
- 激しく揺さぶる。(SBS 乳幼児揺さぶられ症候群)

性的虐待

- 児童ポルノの被写体にする。
- 性的行為を強要、教唆する。
- 性器や性交を見せる。
- 性器を触る又は触らせる。

怠慢又は拒否(ネグレクト)

- 乳幼児を置き去りにして長時間外出する。
- 乳幼児を車の中に長時間放置する。
- 適切な食事を与えない。
- 児童が学校に登校する意思があっても登校させない。

心理的虐待

- 暴力的な言動により児童を脅す。
- 児童を無視したり拒絶的な態度を示す。
- 「生まなければよかった」などと児童の心を傷つけるような言動を繰り返す。
- 配偶者やその他家族等に対する暴力や暴言。(面前DV、児童が目撃するか否かを問わない)

令和5年中に、虐待を受けたと思われる児童として、福岡県警察が児童相談所へ通告した児童数は、7,336人と過去最多となりました。

関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図っています。

区分		年別				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通告児童数(総数)		5,107	5,924	6,451	6,940	7,336
内訳	身体的虐待	778	938	964	1,007	907
	性的虐待	16	20	17	8	19
	怠慢又は拒否(ネグレクト)	449	394	440	436	475
	心理的虐待	3,864	4,572	5,030	5,489	5,935
うち面前		3,298	3,995	4,459	4,987	5,309

単位/人

あなたの連絡(通告)が、子どもたちを救います。

児童相談所全国共通3桁ダイヤル

いち はや く
189



児童虐待
かも?

- 24時間対応(匿名でOK)
- お近くの児童相談所に電話が繋がります。

緊急の場合は

最寄りの警察署又は

110番!!

警察における主な取組

有害環境の浄化対策

近年の少年を取り巻く社会環境は、インターネット上の違法・有害情報の氾濫、インターネットに起因する非行、福祉犯被害など極めて憂慮すべき状況にあります。

少年は心身ともに未熟であるため、環境からの影響を受けやすく、少年の非行や犯罪被害等の背景にある有害環境の浄化は、少年の保護及び健全育成を図る上で、重要な課題となっています。

① スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止

インターネット利用の低年齢化等の実態を踏まえ、学校や携帯電話会社と連携して、非行防止教室等で、インターネットの特性や危険性についての広報啓発を強化しています。保護者に対しても、フィルタリング等の理解と利用促進を徹底する指導を行っています。

② 児童の性に着目した形態の営業等からの影響の排除

女子高生等に卑猥な言動等で客に接する業務をさせる「JKビジネス」営業など、児童の性に着目した形態の営業の実把握態に努め、これからの営業に対する取締りを徹底しています。

③ インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持

営業者に対し、深夜営業における少年の本人確認や有害情報の閲覧防止措置等、健全育成のための自主的措置の促進等について指導・要請を行うほか、立入調査や夜間の補導活動を継続的に実施しています。

④ 少年への有害な商品等の供給の遮断

少年に有害な商品等（酒・たばこ・有害玩具等）を供給する各種営業者の実態把握に努め、年齢確認、区分陳列の徹底等について指導・要請を行っています。

⑤ 有害環境の浄化対策等を通じた暴力団等犯罪組織の影響の排除等

暴力団等が関与する福祉犯の取締りを徹底するとともに、少年に対する暴力団等の影響を排除するための広報啓発活動（暴力団排除教育など）等を推進しています。



フィルタリング啓発チラシ



学校における暴力団排除教育

スクールサポーター制度

スクールサポーターは各警察署に配置された警察官OBで、小学校・中学校・高等学校等を直接訪問して、学校と警察のパイプ役となり、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行っています。

警察と学校の連携強化

警察



学校

① 児童生徒の非行抑止及び立ち直り支援対策

- ◇ 学校訪問による児童生徒の問題行動等の情報交換
- ◇ 非行少年及び不良行為少年への対応要領の指導等
- ◇ 児童生徒の非行抑止及び立ち直り支援



② 非行防止学習等への支援

- ◇ 学校が開催する非行防止学習への支援
- ◇ 不審者対応訓練・防犯講話



③ 児童生徒の安全確保対策の指導・助言等

- ◇ 学校の施設・設備に関する助言
- ◇ 不審者への対応要領の指導・助言
- ◇ 学校周辺の安全点検
- ◇ 児童虐待事案に関する指導・助言



④ 児童生徒の安全情報等の把握と提供

- ◇ 学校周辺における犯罪に関する情報の把握及び学校への情報提供
- ◇ 非行等問題行動に関する情報の把握及び学校への情報提供
- ◇ 児童虐待事案に関する情報の把握及び学校への情報提供



⑤ いじめ問題への対応

- ◇ いじめ事案に係る情報の早期把握及び学校への情報提供
- ◇ いじめ事案に係る教職員、児童生徒及び保護者等への指導・助言
- ◇ いじめ防止を主眼とした非行防止学習への支援



少年サポートセンターを中心とした活動

少年サポートセンターは、県内5か所に設置され、少年育成指導官が中心となり、関係機関やボランティア団体などと連携して、少年相談、少年の立ち直り支援、広報啓発、街頭補導など幅広い活動を行っています。

「少年育成指導官」とは

少年の特性及び少年や保護者等への適切な対応に関する専門的な知識・技能を有する少年補導職員をいいます。

・ 少年相談活動

少年や保護者などから、電話や面接により、少年非行などの問題に関する相談を受け、問題解決に向けて助言、指導を行っています。



・ 街頭補導

街頭での深夜はいかい、飲酒、喫煙、怠学などの不良行為に対して声かけ指導を行っています。



・ 立ち直り支援活動

非行に走った少年や非行に傾きかけた少年、犯罪の被害にあった少年に対して、関係機関や少年警察ボランティアなどと連携して、立ち直り支援を行っています。



・ 広報啓発活動

◇思春期サポート講演

思春期の少年を非行に走らせないため、保護者に少年非行の現状や子供との接し方などを伝えます。

また、SNSなどのインターネットに起因する犯罪被害に遭わないために、その危険性や予防対策について講演しています。



高校生を対象とした
薬物乱用防止教室

◇チャイルドケア講演

子供を非行に走らせないためには、乳幼児期でのしつけや親子のつながり、日々の乳幼児への接し方が大切であることを保護者や保育士等に再確認していただくための講演です。



保育士を対象とした
チャイルドケア講演

◇非行防止教室

学校等において、万引き等、具体的な事例を題材として直接児童生徒に語り掛け、少年自身の規範意識を向上させることにより、少年の非行防止を図っています。

◇薬物乱用防止教室

薬物の危険性や有害性について正しい知識を身につけてもらうために、学校や地域などで薬物乱用防止教室や研修会を開催しています。

少年非行について一緒に考えてみませんか？

喫煙

見つけたら厳しく叱ることは大人としては当然ですが、その子が抱える気持ちを考えたことがありますか？

飲酒

万引きや
金品
持ち出し

「もう、しない」と何度も約束したけど守れないのはなぜ？



子供たちがどのようなインターネットを利用しているか知っていますか？

インター
ネット
利用

子供の非行を防ぐために大切にしたいこと

生まれてきてくれて、ありがとう

子供の自尊心や自己肯定感を育みましょう

- 子供の良いところを認め、ほめてあげましょう。

ありのままの我が子を受け入れることは、子供の心に自信と安心感を育みます。

- 「あなたは大切な存在だよ」と言葉にして伝えましょう。

家族との間に「自分はこの家で大切にされている」「自分にはかけがえのない存在だ」という気持ちがない子は、他人を信じられず、自分を大切にできる心が持てないため、寂しさから非行に走ってしまうことが多いのです。

- 気軽にアドバイスを求めましょう。

「こんな時にどう子供に関わったらいいの?」「どんな言葉をかけたらいいいの?」子育てを一人で抱え込んでいませんか?

少年サポートセンターから保護者の皆様へ

子供達の健やかな成長のために、大人は何をしてあげればいいのでしょうか?

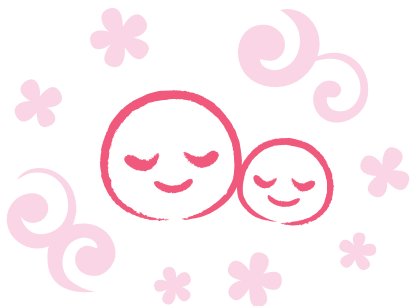
少年サポートセンターでは、非行をはじめ、様々な問題を抱えた子供達と出会い、子供達の「声」を聴いてきました。

子供達の問題行動には、必ず、その理由があります。

私達は、これまで出会った子供達の「声=気持ち」を保護者の皆さんにお届けして、少しでも多くの大人に子供達の想いに気付いて欲しいと考えています。

私達と一緒に、子育てについて学び、考えてみませんか?

困ったときは、
一人で悩まずに
少年サポートセンターに
ご相談ください。



少年警察ボランティアの活動

少年警察ボランティアとは、警察署長から委嘱を受けた少年補導員、福岡県公安委員会から委嘱を受けた少年指導委員のことで、少年の非行防止・健全育成のための活動を行うボランティアです。

警察、学校、県、市町村などと連携し、街頭補導活動、有害環境の浄化活動、児童生徒の安全を守る活動等を行っています。

・ 街頭補導活動

各地区の情勢に応じて、街頭補導活動を実施し、喫煙や深夜はいかないなどの不良行為を行っている少年に対し、必要な注意や助言を行い、少年の非行防止を図っています。



祭りでの街頭補導活動

・ 有害環境の浄化活動

少年指導委員による風俗営業店等への立入りや少年補導員による有害図書類自動販売機の調査などを実施し、少年を取り巻く有害環境の浄化活動を行っています。



ゲームセンターへの立入り活動

・ 児童生徒の安全を守る活動

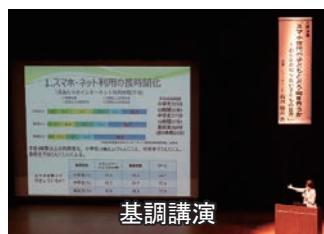
学校周辺や通学路等において、児童生徒の安全確保に向けた見守り活動を行っています。



学校の見守り活動

少年健全育成ボランティア大会

少年警察ボランティアに対する表彰や、パネリストによる基調講演など、少年警察ボランティアの知識、技能の向上及び県民の少年健全育成に対する意識の高揚を図ることを目的として開催しています。



少年柔道・剣道合宿研修

柔道・剣道の訓練や、交流・交歓活動などの合宿研修を通じて「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志」を持った、たくましい少年達の育成を図っています。



少年警察学生サポーターによる活動

対象少年と年齢に近い大学生ボランティアが、警察職員や少年補導員と協働で、立ち直り支援活動等を通じて、少年の健全育成を行っています。



篆刻(てんこく)・アルコールインクアートを通じた日常では経験できない作業を協力して行うことで、少年たちとのコミュニケーションを図ります。



不登校などで遅れてしまった勉強や、これから受験を受けるに備えている少年たちの勉強をサポートします。

少年事件手続きの流れ(概要)

事件発生

警察

非行のある少年が判明したら、取調べ(逮捕する場合があります。)や質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

特定少年(18・19歳の犯罪を犯した少年)は、検察庁に全事件を送ります。

14~17歳の少年で、法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

14~17歳の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。



検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

児童相談所

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所へ送致します。

児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。

家庭裁判所

送られてきた事件について、審判(大人の事件という裁判)を開始するかどうかを決定します。

保護処分(刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分)が必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、終了します。

＝ 審判不開始

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

＝ 逆送事件



児童自立支援施設への入所や里親への委託等

少年鑑別所

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、少年鑑別所収容の決定を行うことがあります。(2週間～最大8週間)

＝観護の措置

審判



検察庁

裁判所に公訴を提起するかどうかを決定します。ただし、この逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

起訴

不起訴

裁判所

通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付きしない旨の決定をします。

保護処分

● 少年院送致

少年を施設に収容し、矯正教育その他の必要な処遇を行うことによって、改善更生及び円滑な社会復帰を図る必要があると認められた場合は、少年院に送ります。

①第一種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容します。

②第二種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容します。

③第三種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容します。

さらに、各少年院は、在院者の特性に応じた矯正教育課程に分かれています。

● 児童自立支援施設・児童養護施設送致(特定少年を除く。)

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

● 保護観察

保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導支援する保護観察の処分にします。

刑事処分

● 死刑

罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断すべき時は無期徒刑を科します。

● 無期懲役・禁錮

罪を犯した時18歳未満の者に対して無期徒刑をもって処断すべき時は、無期徒刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。

● 有期懲役・禁錮

有期徒刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します(特定少年を除く。)この場合、短期10年、長期は15年を越えることはできません。

● 罰金刑

刑法犯少年の居住地別検挙補導状況

福岡・北九州地区

居住地別

(令和5年中)

居住地別	罪種別 総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯				その他	知能犯	風俗犯	占有離脱物横領	その他	
		殺人	強盗	放火	不同意性交等	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	万引き	オートバイ盗	自転車盗						ひったくり
合計	1452	2	15	3	17		121	137	16	16	393	54	181	1	117	31	56	128	164
福岡地区	640		4	2	8		55	43	4	6	176	22	91		51	14	31	51	82
福岡市	415		3	1	7		36	27	3	6	125	13	57		36	8	14	35	44
東区	100		2		1		8	7			29	4	13		12		2	10	12
博多区	50				4		1	3		1	14	4	7		4	2	3	4	3
中央区	33		1				7	3			8	1	2		2			7	2
南区	64						9	4	2		18	2	16		5	3		2	3
西区	83				1		5	4	1	4	32	1	9		8	1	3	5	9
城南区	42						3	1		1	12		7		3	2	2	4	7
早良区	43			1	1		3	5			12	1	3		2		4	3	8
筑紫野市	18						1	2			6		2				2	3	2
春日市	20				1			1			5	2	4		1	1	2	1	2
大野城市	19						1				7	1	1		1	2	2	2	2
宗像市	7								1		2		1		2		1		
太宰府市	17							4			6		2		2	2	1		
糸島市	22								3		5	1	2		1	1	2		7
古賀市	13							3	2		2	1	3				1	1	
福津市	22							2	1		5	1	5				5	1	2
朝倉市	5										1				1		1		2
那珂川市	12		1				2	2			2		1		1			2	1
宇美町	17							1			1		6		1			4	4
篠栗町	9								2		1		1						5
志免町	11							1	1		3		1		1			2	2
須恵町	7							2			2	1	1		1				2
新宮町	11								2		1		3		2				3
久山町	1							1											
粕屋町	13			1				1			2	2	1		1				5
筑前町	1																		1
東峰村																			
北九州地区	455				5		31	55	6	7	135	12	60		26	4	17	42	55
北九州市	339				4		21	42	5	3	93	11	47		20	2	16	32	43
門司区	30				2			8			7		2		4		2	4	1
若松区	29						4	1			10	4	4		1		1	4	
戸畑区	17							3			4		4				1	5	
小倉北区	62			1			2	10	4		11		13		3		2	3	13
小倉南区	110				1		6	9	1	2	35	4	15		4	2	3	11	17
八幡東区	9							1			1		3		1		1	1	1
八幡西区	82						6	13		1	25	3	6		7		6	4	11
行橋市	24							3	2		11		4						4
豊前市	8							2	1		3		1		1				
中間市	18			1				2	3		6		2		2			2	
芦屋町	8										7				1				
水巻町	9							1	2		1		3						2
岡垣町	1																		1
遠賀町	9								1	1	4				1		1	1	
苅田町	15							2	1		4	3	1		1		2	1	1
みやこ町	11										3		1			1		1	5
吉富町																			
上毛町	2								2										
築上町	11							1			4	1	1		1			1	2

居住地別

(令和5年中)

居住地別	罪種別 総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯				知能犯	風俗犯	占有離脱物横領	その他	
		殺人	強盗	放火	不同意性交等	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	万引き	オートバイ盗	自転車盗					ひったくり
筑豊地区	148	1	3		2	19	23	2		29	9	10		14	3	3	20	10
筑豊地区	直方市	39			1	4	5	1		17		3		2	1		3	2
	飯塚市	23	1			3	1			2	1	5		4			3	3
	田川市	28		1	1	7	4	1		2	1			5			4	2
	宮若市	8				2					3					1	1	1
	嘉麻市	5								1				2			1	1
	小竹町	2								1								1
	鞍手町	7					4			1	1						1	
	桂川町	2				2												
	香春町	1									1							
	添田町	1								1	1							2
	糸田町	6						2			1	1						2
	川崎町	9		1			1	3		2				2				
	大任町	1									1							
	赤村	2						1									1	
福智町	14		1					3		2	1		1			1	4	1
筑後地区	144		5		1	11	11	1	1	40	11	19		20	2	3	10	9
筑後地区	大牟田市	12				1				6	1		2			1		1
	久留米市	68		5		9	2		1	11	4	11	10	2			9	4
	柳川市	5				1	1				1		2					
	八女市	19					2	1		11	3	1				1		
	筑後市	7								3	2		2					
	大川市	7					2			2			1					2
	小郡市	7			1					2	1		1				1	1
	うきは市	3											1			1		1
	みやま市	9					4			2	2		1					
	大刀洗町	1										1						
	大木町	1									1							
	広川町	5								3		2						
	(県外等)	65	1	3	1	1	5	5	3	2	13		1	1	6	8	2	5

刑法犯少年の非行地別検挙補導状況

福岡・北九州地区

非行地別

(令和5年中)

非行地別	罪種別 総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯				知能犯	風俗犯	占有離脱物横領	その他		
		殺人	強盗	放火	不同意性交等	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	万引き	オートバイ盗	自転車盗					ひったくり	その他
合計	1,452	2	15	3	17		121	137	16	16	393	54	181	1	117	31	56	128	164
福岡地区	682	1	10	3	9		55	47	6	7	185	22	92	1	59	12	30	54	89
福岡市	433	1	9	2	9		38	34	5	7	128	12	48	1	40	4	13	35	47
東区	86				1		7	9			28	3	9		6		2	9	12
博多区	59				5		2	3	1	1	14	4	6		9	1	2	6	5
中央区	79		9		1		7	7			28	1	3	1	8	1		8	5
南区	53						10	6	3		12	2	11		5			1	3
西区	92	1			1		6	7	1	5	33	2	8		7	1	3	6	11
城南区	29				1		2	1		1	4		7		3		1	4	5
早良区	35			2			4	1			9		4		2	1	5	1	6
筑紫野市	30						1	1			16		2		2	2	3	3	3
春日市	13		1					1			1		6				3	1	1
大野城市	26						1				9	3	1			6	2	2	2
宗像市	11							1	1		2				5		1		1
太宰府市	19						4	1			5		2		3		1	3	
糸島市	19							1			6		4		1		2		5
古賀市	17						3	3			1	2	5				1	1	1
福津市	23						2	1			3		8		2		5		2
朝倉市	3														1				2
那珂川市	10						2	1			2	1	2		1				1
宇美町	13										1		6					2	4
篠栗町	8								2				1						5
志免町	9						1	1			1				1			2	3
須恵町	5						2								1			1	1
新宮町	17										1		4		2			3	7
久山町	1							1											
粕屋町	24			1							9	4	3		2			1	4
筑前町	1																		1
東峰村																			
北九州地区	453		1		5		29	53	4	6	139	13	61		24	5	18	44	51
北九州市	355		1		4		19	44	3	2	115	12	46		17	5	17	36	34
門司区	29				2			10			7		2		3		2	3	
若松区	29						3	3			11	3	5		1		1	2	
戸畑区	27						3	3			5		6		2	2	5	1	
小倉北区	60			1			1	7	2		10	4	11		3		2	7	12
小倉南区	108		1		1		9	8	1	1	42	1	15		3	2	3	9	12
八幡東区	13						1				5		3		1		1	1	1
八幡西区	89						2	13		1	35	4	4		6	1	6	9	8
行橋市	21						1				9		5		1		1		4
豊前市	8						2	3			1		1		1				
中間市	18						4	2			7		2		1			2	
芦屋町	2										1				1				
水巻町	7								1		1		3					2	
岡垣町																			
遠賀町	8						1	1	1		1		1		2			1	
苅田町	24				1		2	1		4	2		2					2	10
みやこ町																			
吉富町																			
上毛町	2								1						1				
築上町	8										2	1	1					1	3

刑法犯少年の非行地別検挙補導状況

筑豊・筑後地区

非行地別

(令和5年中)

非行地別	罪種別 総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯				その他	知能犯	風俗犯	占有離脱物横領	その他	
		殺人	強盗	放火	不同意性交等	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	万引き	オートバイ盗	自転車盗						ひったくり
筑豊地区	152	1	1		2		22	24	2		29	8	10		15	3	2	20	13
筑豊地区	直方市	57			1		11	12	1		15	1	1		4	1		4	6
	飯塚市	27		1			2		1		6		6		4			3	4
	田川市	22			1		5	6			2				4			3	1
	宮若市	7					1	1				3					1		1
	嘉麻市	4	1						1							2			
	小竹町	5									1		2						2
	鞍手町	5							1			2							2
	桂川町	2					2												
	香春町																		
	添田町																		
	糸田町	4										2							2
	川崎町	6						1				3			2				
	大任町																		
	赤村	2							2										
福智町	11							1				2	1	1		1	4	1	
筑後地区	147		3		1		14	13	1	1	40	11	18		19	2	4	10	10
筑後地区	大牟田市	19					2	4			7		1		4				1
	久留米市	67		3			9	2		1	13	4	9		9	2	2	9	4
	柳川市	7						2				1	3		1				
	八女市	15						2	1		9		1				1		1
	筑後市	7					2				1		3		1				
	大川市	8						2			3				1				2
	小郡市	7			1		1				2				1			1	1
	うきは市	3													1		1		1
	みやま市	5						1			1	2			1				
	大刀洗町																		
	大木町	5									3	1	1						
	広川町	4									1	3							
(県外等)	18						1		3	2					9	2			1

非行少年を生まない社会づくりを目指して



福岡少年サポートセンター

【所在地】福岡市中央区地行浜2-1-28

「えがお館」5階（福岡市児相）

ナヤミゼロ

☎092-841-7830

【担当地域】

中央署、博多署、東署、南署、早良署、
城南署、西署、博多臨港署
及び福岡空港署の管轄区域



北九州少年サポートセンター

【所在地】北九州市戸畑区汐井町1-6

「ウェルとばた」5階（北九州市児相）

ナヤミゼロ

☎093-881-7830

【担当地域】

小倉北署、小倉南署、八幡東署、
八幡西署、折尾署、若松署、
戸畑署及び門司署の管轄区域



中央少年サポートセンター

【所在地】春日市原町3-1-7

「福岡児童相談所」3階

ナヤミゼロ

092-588-7830

【担当地域】

粕屋署、春日署、筑紫野署、
糸島署及び宗像署の管轄区域



久留米少年サポートセンター

【所在地】久留米市津福本町281

「久留米児童相談所」1階

ナヤムナ
0942-30-7867

【担当地域】

朝倉署、久留米署、小郡署、
うきは署、筑後署、八女署、
柳川署及び大牟田署の管轄区域



飯塚少年サポートセンター

【所在地】飯塚市飯塚1-4-67

「イイツカコミュニティセンター」2階

ミナコイ
0948-21-3751

【担当地域】

飯塚署、嘉麻署、直方署、
田川署、行橋署及び豊前署の
管轄区域

編集発行 / 令和6年

福岡県警察本部 生活安全部少年課

福岡市博多区東公園7番7号

TEL (092) 641-4141

(内線3073・3074)